

第十九回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第五十九号

昭和二十九年五月二十一日(金曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君
理事 芳野 秀男君 理事 山本 勝市君
理事 内藤 友明君 理事 井上 良二君
有田 二郎君 大上 司君
大平 正芳君 小西 實松君
吉米地英俊君 藤枝 泉介君
中野 四郎君 福田 繁芳君
柴田 義男君 春日 一幸君
平岡忠次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 植木庚子郎君
大蔵事務官 正示啓次郎君
(主計局長)

委員外の出席者

會計検査院事務官 小峰 保栄君
(検査第三局長) 専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

五月二十日

朝鮮人信用組合に対する金融公庫の代理業務に関する請願外一件(大矢省三君紹介)(第四八七四号)

生糸に対する原糸課税反対に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第四九四九号)

旧外貨債の有効化に関する請願(内藤友明君紹介)(第四九五〇号)

鹿屋市にたばこ専売局製造工場設置の請願(永田良吉君紹介)(第四九五号)

鹿島君紹介(第四九五六号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案(内閣提出第一四七号)
企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六三号)
接収解除ダイヤモンドの処理等に関する法律案(中野四郎君外二十一名提出、衆法第一五号)
接収貴金属等の処理に関する法律案(内閣提出第二二五号)

○千葉委員長

これより会議を開きます。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案、企業再建整備法の一部を改正する法律案、接収解除ダイヤモンドの処理等に関する法律案、接収貴金属等の処理に関する法律案の四案を一括議題として賛否を執行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。井上良二君。

○井上委員

接収貴金属等の処理並びに接収解除ダイヤモンドの処理等に関する法律案、この二案について質問をいたしましたのですが、まず接収解除ダイヤモンドの処理等に関する法律案について、衆議院の行政監察委員会が現在日本銀行に保管されておりまして、ダイヤモンドにしまして、これが鑑定、保管、運搬、接収解除後における保管等の間においていろいろの問題がたふさ

んどございましたのを、十三国会以来これが慎重な調査を遂げられて、結局この処理は法律によつてこれが解決をすることが必要であるとして、行政監察委員会が各党一致いたしましたして、法律案を提出することになったというところであります。

そこで伺いたいのは、ダイヤモンドだけをどういうわけで一体取上げたか、この間十三国会以来、他の接収貴金属等については調査はされておりましたのか。これを分離したのはどういうことか。

それからいま一つは、接収解除のダイヤモンドの総額は一体どのくらいの量があり、かつ現在の評価にいたしましてどのくらいの金額に上つておりますか、この二つをまず伺いたいと思ひます。

○中野委員

お答えをいたします。分離をいたしまして提案いたしましたわけは、すでに十三国会で大蔵委員会におきまして接収解除のダイヤ並びに貴金属等について調査をいたしました。これが調査の全きを期すために行政監察委員会にこれを移しまして、十六国会に至る間相当慎重なる調査を進めたのであります。しかし問題は非常に外岐多様にわたつておりますし、特に金、銀、白金、宝石、あるいはダイヤモンドというものの取扱ひにつきまして非常に多くの不当な行為を行政監察委員会において認めましたので、委員会におきましては、これが取扱ひをどういうふうにして調査の徹底を期

すかというところを慎重に相談をいたしました結果、とりあえずダイヤモンドだけを切り離して、まずこの買上げ数量、それから接収当時の保管の状況、あるいは接収解除後における取扱ひ並びに保管の状況というものを調べることが必要であるということになりました。

重点をダイヤモンドだけに置きまして、金、銀、白金等につきましては後日さらに調査を進める必要ありということになりました。まず第一にダイヤモンドを取扱つたわけでありまして、その結果、ダイヤモンドの取扱ひについても非常に不当な点がありましたけれども、金、銀は複雑ではありませぬので、これが所有権をどういうふうにとり戻すことができるかというところが重点になりました。国際法上の権威である横田博士、あるいは公法上の権威である杉村博士、民法上の権威である我妻博士等に來ていただきまして、公聴会にかかわるべき参考人としての意見を十二分に徴しました結果、ダイヤモンドに関する限り、これは混淆して、個人のものを特定し、あるいは判別することがなかなか困難である、従つてこれは新しい立法によつてこれが処置をすることが妥当であるという結論を得ましたので、とりあえず十六国会において、すでに御承知の通り、行政監察委員会の決定事項として決議案を出して決議をいたしました。その結果、金、銀、白金等はさらに調査を進めた後において新たに立法措置を講ずる、こういう過程において、われ

はまず調査の完了したダイヤモンドのみを今回分離して提案したものであります。

それから今御質問の第二であるその数量は、当時の大蔵省の報告によりますれば、十六万一千八百八十五カラットでありまして、その後大蔵省において鑑定人に対してこれが評価をせしめまして金額は、六十一億六千万円になつておりますが、この間に約七十億という金額が不当なる評価がされておるから、今後のこの法律案の審議の結果幸いにこの法案が通り、審査会が成立いたしますれば、そこにおいてさらに再鑑定をして再評価をしたいと考えておりますが、現在の段階で日本のダイヤモンドの建値をもつてしますれば、大体二百億から二百二、三十億、あるいは五十億くらいの金額に相当するものだというふうに出ております。

○井上委員

次にお伺いをいたします。これは、これらダイヤモンドは、例の戦争完遂のために、全国民の愛国心に訴へまして供出されたものであります。その場合、これらダイヤモンドの大部分はその当時の対価というか、価値をもつて供出者に対してその代金が支払われておると思ひます。本案の説明を見てみますと、大部分は国民から対価をもつて買上げたものであると思はれるが、それ以外に無償で接収せられたものがあるかも知れぬ。もしそういうものがあつた場合は、これはまたそれに対する措置を別に考へて行

く、こういう説明のように承つておりますが、有償で買上げた部分と、会社、工場、個人等が無償で接収されたものとの内容については、今まで行政監察委員会では調査はされなかつたのですか。それは今日のところ、どれだけの量が無償接収であつて、どれだけのものが有償接収であるということはおわかりになつておりませんか、その点を明らかにしていただきたい。

○中野委員 買上げ値は、当時買上げ要綱というものを昭和十九年の七月二十一日に軍需省において決定をいたしました、そして、そして十階級にわけまして、大体が当時の時価よりも一割高く買上げるといふふうなことをやつたものであります。当時千五百円くらいから後には二千円くらいにやりましたが、時価よりは一割高く買つておつたのであります。と申しますのは、井上委員のすでに御承知の通り、当時陸軍と海軍に工業用のダイヤモンドをば約八万カラット余持つておつたのです、敗戦の大きな原因とでもいいますか、お互いになお張り争いがはげしくて、航空機や電波兵器をつくりまして、一番肝要な工業用ダイヤモンドをば陸軍、海軍に軍需省より分与方を申し出たのであります。これをどうしてもいれてくれなかつたのですから、拙劣な策ではありますけれども、装飾用のダイヤモンドを買上げて、これを工業用のダイヤモンドに充てたい、こういう観点に立ちまして、買上げにいたしましたけれども、普通の値段ではただちに出て来ないかもしれないというので、一割くらい高く評価をして買上げをいたしましたから、その結果においては、当時想像しておりました買

上げ数量の約九倍に相当するものが政府に売り払われたのであります。値段は時価より少し高かつたのであります。

それから第二の、無償で接収されたものがあるかどうか、その数量はどのくらいあるかというお話でございますが、現在の日本銀行の地下室に保管をされておりますダイヤモンドは、全部と申し上げてもよろしいほど装飾用のダイヤモンドでありまして、工業用のダイヤモンドは含んでおらないと申し上げても過言ではないのであります。しかし当時相当多数の工業用ダイヤモンドが入つておつたのであります。接収された当時にはありましたが、占領軍が占領中においてこの品物をばそれ／＼略奪品として各国へ返したものが約十二万七千カラットくらいあるのであります。それから工業用のダイヤモンド等ありましたものをば、国内に有償で払い下げをいたしましたものもありまして、現在の日本銀行の地下室にありますが、工業用には、工業用のダイヤモンドはまずないと言つても過言でないと思ひますので、その方面の数量は明らかになつておらないのであります。

○井上委員 そうしますと、その無償で接収されたものは正確な数字がわからない、これは後ほど審査委員会というものををつくりまして、そこで正式な確定な立証に基づく手続をいたしますならばそれは返してやる、しかしそれは大した数量にはなるまいだらう、こう解釈してさしつかえないだらうと思ひます。

その次に伺ひたいのは、この行政監察委員会の提案にかかる本法によりますと、処分をいたしましたものを戦争

犠牲者の援護のために使用するという一つの目的を明確にされております。戦争犠牲者という意味は、具体的に申しますと、どの範囲までをおさしになつてゐるのか。戦争犠牲者と申しましたも、直接戦争に動員され、またそのためにある者は戦死し、ある者は傷つき倒れるというものがあつて、あるいはまた国内においては、御存じの通り空襲による大きな被害を受けて、そのためにある者は死に、ある者は所有財産を灰燼に帰してゐる。こういうようなわけで、その犠牲者の範囲は非常に広いのであります。だから戦争犠牲者といふことになりまして、どの辺までこれを具体的に考えになつておられますか。この点を伺ひたい。

○中野委員 ここには十七条に「売払代金に相当する金額は、戦傷病者、戦没者の遺族及び未帰還者の留守家族の援護等に要する経費の財源に」と表わしてあります。今、今お尋ねのうちに、戦争犠牲者と申しますれば、非常に広範囲なものであります。そこで私は、審査会におきましてこの戦争犠牲者の序列をつくつていただきたいと念願してゐるものであります。すなわち金額も大体においてわくがあるものでありますから、審査委員諸君の良識にまちなして、第一はだれ、第二はどの方面、第三はどの方面というようにお考えをおきめ願ひたいと私どもの方では考へてゐるのであります。この機会に申しますれば、現在日本のこの戦争に参加をして尊い犠牲となつた遺族の方々の中でも、恩給法のいわゆる二十一の病気の種類のうち該当しなく、しかも軍属であるとか、あるいはいろいろな形において法律に該当をしない

で、しかも赤紙一枚で召集をされて国家のために犠牲を払い、夫を失ひあるいは子供を失ひ、父を失つたというような遺族に対して国家が何らの法律的手続もとらず、しかも補償の方法もとつていないところの未確定家族といふものが約十萬家族に相当するものがあるものであります。こういう人々には、従来は軍人援護会等というものがあつて、約十五億円の財源をもつて、それ／＼の処置をしておりまして、それが、敗戦後においては、これが一切解散させられたのでありますから、私はそれにかゝるなどとは考へておりませんけれども、幸いにこういうような金額をもつてこういう人々を第一、第二という序列に考へてやつていただければ、国家民族のために尊い犠牲になつた方々に対する慰めを感ずることのできるのではなからうか。あるいは民族愛の非常によい結果が生れて来るのではなからうかというように私は考へてゐるのであります。今、お尋ねの、この範囲をどこまでかとおつしやれば、非常に広範囲なものであります。その使途は那邊にとおつしやれば、審査会の良識にまづいて、戦争犠牲者に序列をつくつて、金額のわく内においてその序列に対処するところの処置を講じていただきたいという氣持を持つておられます。

○井上委員 御趣旨はわかりました。が、万が一今のような目的のためにこのダイヤモンドを売り払つた売却代金を使用するという場合に、別に法律によつて設立する法人に交付するといふのですが、そうすると、この金を新しい援護資金としての財団法人みたいなものを別に設立いたしますか。そうな

りますと、それは国の所有財産を全部その法人にやつてしまふ、こういうことになりませんか。その管理の責任はどこにありますか。大蔵大臣また厚生大臣の監督下に法人をつくらうといひますか。それとも全然そうではなしに、別個の民間の援護団体にこの資金をそのまま渡しになりますか。その点です。いゝやうなこれは一つの国有財産であるところの性格を持つたものであります。一つの法人組織の機関を通じて、その法人といふものの性格は一体公益法人としての性格を持つたものか、単なる援護団体としての性格を持つたものか。そこに非常に問題がありはせぬかと思ひますが、その点はどうお考えですか。

○中野委員 お答えをいたします。今のお尋ねの後者の方なんです。大蔵大臣、厚生大臣のいわゆる管轄下にこれを置きまして、公益法人として置くものであります。単なる個人の法人をつくるのはございせん。

○井上委員 次に審査会の権限の問題でございまして、審査会がこう決定したら、その決定に従つてこれの処理がきめられると思ひます。従つて審査会の権限というものは非常に重要であらうと思ひます。そこで審査会の具体的な運営といふことが、この点が非常に重要になつて参りますので、これに対する具体的な内規といふものが一応きまつておりました。大体ここには構成に関する規定はございまして、その運営に関する規定は一切政令に委任されてゐるようございまして、その内容はどういふことになつておりました。その点の伺ひたい。

申しますのは、たとえばこれはわしのものだ、強制接収されたものだ、返してもらいたいということに正確な立証に基いて要求しました場合には、返さなければならぬことになつてゐる。そういうわけだから、審査会の決定でそれを返すか返さないかきめるわけですね。そうしてまた金の使い方について、いろいろ御決定されることであると思ひます。非常にこの審査会の権限というのは重要になつて参ります。ところがこの構成委員を見てみると、衆議院、参議院、それから大蔵、厚生、通産、日本銀行總裁、それに学識経験者、こういう非常に各方面の有力な方々をメンバーにお願いしよう、こういうことでありますが、これらの人々が實際専門的に事態を鑑定をいたし、的確な処置をするということには非常に困難ではないかと思ひますが、そういう意味から、この審査会の運営に關する、また権限事項に關する政令の規定というものが非常に重要になつて來てゐると思ひますので、その点がおわかりでございしたらお示しを願ひたいと思ひます。

○中野委員 従來の大蔵省の取扱ひに關しては、行政監察委員会において調査をいたしました過程において、非常に不当な点が多々ありましたので、この調査の結果にかんがみまして、この審査会というものを單なる大蔵大臣の諮問機関とすることは妥当でないといふことがこの法律案の上に現れて來ておるのであります。これはあくまでも審査会そのものを議決機関としたことがねらいであります。それから今の内規の問題であります。それが、これは一切政令にゆだねてありまして、内規の点がここには明らかにされておられませんし、また現段階においては考慮されておませんが、ただお尋ねの要点であるところの、一体これだけの人々でほんとうにその正確が期せられるかという点であります。これは少なくともこの金の性質、このものの性質から考えまして、国会議員の良識ある人々が五人入つていただきまして、そうして大蔵省の事務次官とか厚生省の事務次官、通商産業省の事務次官、日本銀行の總裁とか、あるいは学識経験者等を加えますれば、大体において所期の目的は達成できるのではないかと、このように考えております。

○柴田委員 ちよつとお尋ねをします。このダイヤモンドだけを限つてこのように法案を一つおつくりになつた、そうするとその他の貴金屬といふものはこれに含まれないのでしょうか、その点はどうですか。

○中野委員 先ほど井上委員の御質問にお答えを申し上げましたが、さらに重ねてお答えを申し上げます。これは十三国会以來大蔵委員会にかけられた問題でありまして、由來十六国会に至るまで行政監察委員会が慎重に調査を進めて参つたのであります。しかしダイヤモンドに貴金屬を含めて調査をいたしましたると、なか／＼複雑でありまして、その取扱ひ、保管等すべての点についてなか／＼資料もとの程がありません。容易に調査ができない過程がありまして、とりあえず行政監察委員会におきまして、行政監察ダイヤを一つ分離して徹底的にこれが調査を進めようではないかといふこと

で、ダイヤモンドのみに限りまして、その買上げ當時の状況、買上げ数量、あるいはその後の保管の状況、接収の状況、接収後におけるその保管の状況、接収解除後におけるその保管の状況、取扱ひの状況等は調査をいたしまして、最後のには、この所有権はいずれかに帰属せしむべきものかといふことが中心になりまして、國際法の權威である横田博士、民法上の權威である我妻博士、公法上の權威である杉村博士等に來てもらひまして、大体これはすべてのもので混合してしまつておつて、私のものだとして確定すること、これは困難な状況にある、あるいはこのダイヤモンドそのものは國家が必要として國民に買上げを命じたものであつて、國民も必勝体制確立のために國家にこれを売つたものであります。この中で、從つて中間で買上げた交易管團や中央物資活用協會が所有権を主張すべき点はないと大体は認めたのであります。これが、もし万が一その中に一部でもこれを特定し確定する道があるならば、これを返還する道も認め、そうして新たな處置をする必要がある、かような結論によりまして、ダイヤモンドのみを分離して出したものであります。また金、銀、白金、寶石等に至りましては調査中でありまして、この國會中に、もしでき得るならば証人を喚問して調べを進めようと考えておりますが、御承知のように行政監察委員会においては他の案件が非常に幅廣いたしたために、今日遅れておりますが、いづれわれ／＼は金、銀、白金あるいは寶石等に關するところの調査を進めた結果におきまして、その所有権をいづれかに帰属せしめるが妥當であるかという結論を得ましたならば、新たな立法處置を講じて御審議を願うつもりであります。

以上のようなわけで、今回はその筋合いが明らかになりましたダイヤモンドのみを處理する法律案を提案いたした次第であります。

○柴田委員 それから私も前にいただいておる資料によりますと、ダイヤモンドは十六万一千カラットというように記憶しておりますが、今度新しくいただいておる資料によりますと、十六万八千カラットでございます。この十六万一千カラットでも、十六万八千カラットでも、これは別といたしますが、これらの調査は行政監察委員会において正確に把握されたものでございまいしょうか。このカラットの問題に對しましては、これは非常に疑問を持つてゐるわけですが、當時接収いたしましたダイヤモンドは約三十万カラットあつた、こう聞いておつたのです。調査の上に出て参りましたのは、この数字であります。これらに對しましては、行政監察委員会等においては十分御検討の上でこれらの十六万前後のカラットの調査ができたのかどうか、これを中野さんから承りたいと思ひます。

○中野委員 お手元に出ております資料は、大蔵省の報告書を基礎としたものであります。十三国会のときにすでに、現在官房長をしております石田正君が理財局長でありまして、このときに私たちが要求をいたしました資料には十六万一千八百八十五カラットと出ておるのであります。その後変更のあつたことをば新たに政府の方で何らかの説明があると思ひますが、その数量はあくまでもその基礎に基いたものであります。それから三十万カラットくらいというお話ですが、日本中で買上げたダイヤモンドの数量といふものは明確ではないのであります。内地で買上げたものと外地——外地と申しましては台湾、満州、朝鮮等がありますが、これらで買上げたものを含め、さらに押収した品物が南方方面、中華民國方面にあつたのであります。工業用のダイヤ等をまぜて約三、四十万カラットあつたのではなからうかと推定することができまうけれども、現在日本銀行の地下室に保管してあります数量は、大蔵省の提出いたしました資料を基礎にしておるわけでありま

めに金を使おうと言われるのか、あるいはまたこれらの現行の法規では救われぬものを補完的にこの条項におけるこの金で見ても行こうというのか。現行の法律制度のもとにおきまして金額を引上げるとか、あるいは範囲を引上げれば済むものを、あえてこの法人をつくつてそこを通じて行くという必要は私はないのじやないか、こう思うのでありますけれども、現行の法律ではどうしても救えないものを救うためにこの法人をつくつて、この法人を通して金を使つて行こう、こういうお考えなのか、まずそれを伺いたい。

○中野委員 ごもつともなお尋ねだと思ひます。私は先ほど御説明申し上げましたように、現在の日本の法律で救われぬ者が多々ありますが、これは財源難によつてのみ救われぬのでありますから、今お尋ねのように、救われぬ者に対してまず第一とし、さらに、今日の援護法等によりましてはなか／＼満足するといふことはもとよりできませんけれども、まだ／＼いろいろな難点でありますから、そういうようなものを強化したい。これはこの法人を通じて行きたいという考えを持っております。

○黒金委員 そうしますと、たとえば戦傷病者の方につきましても、あるいは軍人の方は現在恩給をもらつておられる。しかしながら現在の戦傷病者に対する恩給額では非常に不十分だから、これを増してはいい、こういう御要望が非常に強い。同時におそらくこの法律が通れば、その要望が充足されるであろうといふことを非常に期待しておられるのでありますが、もし今の御説明のようでありますれば、恩給法

の方は恩給法の方で今後増額の運動を続けると同時に、またその上にこの法人からも金をもらつてというふうな二本建てで行くものか。今申し上げるのは、恩給法でどうしても救われぬという者は別であります、それだけではないに、恩給法の適用を受ける、あるいは遺族の援護法の適用を受ける者についても適用があるといひますならば、二本建ての者については行くのか、こういう点についてちよつと承りたいと思ひます。

○中野委員 救われぬ者をまず第一義といたすことは、先ほど申し上げた通りであります。一方において恩給法は当然であると思ひますが、その間におきましても、法律が制定されて実施されるまでの間に相当な欠点が多々あるのであります、これを補う方面にも使つて行きたいと思ひます。一例を申し上げます、たとえば戦争未亡人等を考慮に入れてみたいと思ひますが、女子の方々は現在の段階では、戦後十年になん／＼としておりますが、当時夫を戦地に送つて二十歳あるいは三十歳という年齢の方々でも、今日になればもはや四十歳になつておる。男子の四十歳と女性の四十歳とは体力の上においてもとうてい比較になるものではないのであります。い

わんや戦争遺児の三人、四人というものをかかえて、実際に生活を維持して行くことはなか／＼容易ならぬことだと思ひます。しかし国もこの未亡人あるいは戦争犠牲者のこういうような方面の人に対しては、ある程度考慮はしておりますけれども、なか／＼そこまで及ぶ段階には至つておらぬのであ

りまして、こういう人々に対しても、これらの法人を通じて適宜何らかの道を講じてあげたい。一方においては戦争遺児なるがゆゑに上級学校に行けないというような方々は、これらの資金をもつて育英資金として、上級学校に十二分に学んでいただきたい、こういうような観点に立つておるものであります。

○黒金委員 ただいまの中野委員の御説明の御趣旨は十分に納得いたします。また非常に適切なことだと思ひます。ただし、もしそういうふうなことをするといひますならば、多少議論にわたるかもしれません、こうした法人をつくつて、もとより先ほど御説明がございました通り、大蔵、厚生、内務の監督におけるといひまして、今おつしやるようなことは、できますれば国家の事業としてなすのが一番適當ではないか。また責任を明確にするゆゑではないか。そのために必要でありますれば、そういう特別な立法をいたしまして、この廃止によつてできた代金に相当する金額を一般会計なり特別会計に組んで、国の責任において行ふのが収支の責任を明らかにし、また国家としての義務を果す上において最も適當でないかと思ひますが、どちらかと申せば、邪道と言つては非常に失礼であります、まあ法人をつくつてやつて行くといふことについては、何か法人でなければいけないのか。国家がやつては能率が悪いとか、あるいは非常にしやくし定規になつて悪いとか、何か非常に不便な点があるのか、その点をひとつ伺いたい。

○中野委員 特別会計に組んで、厚生

省なら厚生省の予算にかりに五百億の予算があるとすれば、それにプラス五十億使用していただければ、これに越したことはないのです。しかしわれ／＼が従来国政の運用、あるいは予算の編成等を見ておりますと、たゞ特別会計に組みましても、五百億なら五百億以上のプラスにならない。その中にぶち込んでしまふおそれがある。元来このダイヤモンドとか貴金属は、当然賠償として外国に持つて行かざるべきものであります。従つて、この品物の全部が愛国心の結晶と申しても過言でないのであります。従つて、この品物の本質から考えましても、国民の気持ちからいひましても、こういう金額は得るならば厚生省予算にプラスするところの過程に持ち込みたい、こういう念願にはかならないのであります。そこで別に定める法人をもつてこれを取扱ひしめて、プラスせしめたいといふのがわれ／＼の真意であります。

○黒金委員 ただいまの御説明でよくわかりました。御趣旨とするところは、できれば国家の責任において、そうして一般会計なり何なりで現在の制度の上でこの金を加えて行きたいのだ、それが非常に不便な場合にこういう方法を講ずるのだ、こういう御趣旨と拝承いたします。

そこで政府に一言伺いたいと思ひますが、こうした先例は、前に揮発油税を道路の方に使つたかといふことで、こういう財源措置を法律に規定したことがあつたかと思ひます。一般論から申しますと、このような一般的な収入をもつて特定の財源に充てるといふことは原則ではない、非常な例外

であると考えるのでありますけれども、かりにこの第十七条が通りました場合に、大蔵省としてはどういふ御感想をお持ちになりますか、それを承つておきたいと思ひます。

○植木政府委員 振収ダイヤモンドの売却代金を特殊の法人に交付して、これによつて先ほど来る／＼質疑応答がかわされておりますような使途に使はせたいという問題につきましては、大蔵省としては、どうもその趣旨に賛成いたしかねるのであります。ただいま揮発油税の目的税式的なきめ方の問題について例証をおあげになりましたが、當時も、大蔵当局としては、一般の財源に充てるべきものを特定の財源にきめてしまふことは、どうもよろしくないといふ考え方で、非常に躊躇しておつたのであります。今回またこうした特殊の振収ダイヤモンドを、かりに国有になつた場合に売り払いまして、本来ならば、われ／＼の考えるところでは、国の行政の一部であるべき仕事を、特殊の法人にやらせるといふことについては、どうも賛成をいたしかねるという意見を持つております。いまさら喋々申すまでもなく、一般の歳入をもつて一般の歳出に充てるといふことの原則を極力貫いて行くのがいいのであります。このダイヤモンドの問題でも、なるほど戦災の關係の方々、その他不幸に陥られた方々のために使うといふことに若干の、あるいはそれ相当の関連性があることは認めないわけには参らぬと思ひます。しかしながら戦争によつて犠牲をこうむつた、非常な損害をこうむつたという者は、それこそ全國民といわなければならぬほど範囲は広いのであります。従つて、

これによつて得た財源というものは、これはやはり国の一般の財源にして、そうして先ほど提案者の御説明になつてゐるような、特に戦災のために非常に損害がはかに比べて大きくてお氣の毒であるから、何とか措置をしなればならぬという方々に対しては、それこそこのダイヤモンドの売却等によつて得た財源のみならず、ほかの財源をも加えて得る限り措置をするのが、国として当然の義務だろうと考えるのであります。従ひましてわれ／＼大蔵当局といたしましては、相なるべくはこうした措置による財源の使用方式に対しては避けていただきたい、かような考え方を持つものでございま

す。

○千葉委員 有田二郎君。
○有田(二)委員 中野さんにお尋ねしたいのですが、今の大蔵政務次官のお話は一般論であつて、この趣旨は私は非常に賛成なんです。従つてこれは二百億なら二百億というところであれば、現在国から援護を受けておる人を除いた他の戦争未亡人とか、あるいはお氣の毒な人に金を使うという行政監察委員会の諸君の思ひつきは、私は非常にけつこうだと思ふのです。しかしながら他に一つの公法人をつくつて、それを利用してやるということではなくして、二百億なら二百億というものを特別会計にして、そして政府にさわせない、この金は結局現在恩給法その他の方面に使う。従つてそれは厚生省なら厚生省、大蔵省なら大蔵省の役人を出して、両方で協議させる。それについて、今申された一つの審議会のようなものをお設けになつて、それに

よつて決定して、そういう方面に使わせる。公法人というものは永久性がないわけですから、どうしても私は官吏の方がまだ良心的じゃないかと思う。過去における貿易公団とかその他のありさまから見てみて、いつ解放になるかわからない、いつやめぬちやならぬかわからないという不安定な公法人に勤めておる人間の心理から行きまして、せつ／＼いい思ひつきを行政監察委員会の諸君がなさつても、そこにいる／＼な問題が起つて来る危険性が多分にあると私は思ふのです。また事務所費なり人件費の負担がそこにかかつて来るわけですから、現状の厚生省なり大蔵省の役人なら、それらの事務所を使えば、事務所費もいらぬ。人件費もあまりからぬ。それだけよくに氣の毒な方々に金を持つて行くことが出来るというとも考えられるわけですね。私は今の大蔵当局のお話を聞いておると、一般論としてはごもつともでありまして、それでは行政監察委員会の諸君のお考えというものは徹底しないのじやないか。従つてこれだけ特別会計として別々に扱つて、そして現在政府の使う方面には使わせない。政府の援護その他が行かない方面のお氣の毒な人たちに使う。方向は審議会によつて御決定になつて、そしてそれを扱うところは厚生省なり大蔵省の役人をしてそれをやらしめる。そうすれば法人をつくらなくても、人件費とか、あるいは事務所費とか、その他いろいろ／＼な不祥な事件も、私は官吏にまかせた方が少くて済むのじやないか、こういう考えを持つてであります

が、中野委員の御所見を承りたいと思ひます。

○中野委員 お尋ねはごもつともなんです。私どもの提案いたしましたねらいも、国の責任においてやるのも同様なんです。たとえ人事の任命とか、あるいは予算の指導というようなことは、ともに国がやるのであります。その点においての危惧はないのであります。ただ私が別に定める法人をもつてこれに当らしめなければならぬという考え方を委員会できめましたのは、従来の例を見ますと、法規にこだわつておつて十分の運用ができないこと、それから援護の迅速を欠いておることなんです。いわば役人はしやくし定規にこだわつて、適正な援護が行われていない。こういう観点に立ちまして、私は、その責任においてやるものは国がやると同じであつて、人事の任命、予算の指導等をいたすのでありますから、むしろこの際迅速を期し、しかも適正な運用をするには、別に定める法人をもつて当てた方が妥当ではないか、かように考へて提案をいたしました次第であります。

○有田(二)委員 御趣旨はよくわかるのでございまして、迅速を期するとかなんとかいふことは、審議会をおつくりになつてやらしても、私は十分御趣旨の線に沿ひ得られると思ふのであります。法人にしたから迅速にやれるという筋合いのものではなくして、現状の役人でも、法の定むるところ、その審議会なら審議会の議決権によつて一つの方向がきまつて、その方向でやるということになれば、私は役人でも十分迅速に決める方法がとれると考へるのであります。必ずしも公法人をつくらなくとも、厚生省、大蔵省の役人でも、別途のこういう審議会の議

決権で方向をはつきりすれば、迅速にやれると思ふのであります。もう一度その点を伺ひます。
○中野委員 先ほど黒金委員からお尋ねがありましたように、救われぬものが相当あるのです。役人は、やはり立法によつて決定された法律に従つてすべてのことを行うのであります。しかし法律のわく外のことは一切手をつけられないのは、もはや論をまたないものであります。たとえ先日、未帰還遺族の連中、そういう人の援護の融資を厚生委員会において取扱ひをいたしました。あるいは未確定の家族に対して、却下されたものを含んで七万五千家族に対して約五万円ずつの弔慰金を送るべく決定いたしました。これは委員各位の国会における非常なる御努力であつたと私は思ふのであります。そこで一点欠けております点は、軍属に對する何らの手当がなかつたのであります。私は厚生委員といたしまして、ぜひふん妥當を欠いておるのではないかと、軍人、准軍人のみを過して、軍属を過しないのはいけないのではないかと、この質問に対して、政府は、転免役賜金によつて文官は一応の待遇を受け

ておるから、従つて軍属には弔慰金を送る必要がないという答弁ではありましたが、その節／＼は、軍属の範圍は非常に広範なものであつて、その種類は非常に多岐にわたつておるわけでありまして、従つてその例を一々あげまして反問をいたしました。最後は財源不足の一点によつて、何らの処置も講ぜられなかつたという事例があるものであります。すなわち私は、救われぬ者を何らかの形においてまず救ひ、これをさらに強化して行くという

先ほどの黒金委員の御意見に、まつたく賛成をしておるのであります。現に恩給融資のごときは、予算数十億を計上したにかかわらず、年度を経過しても一銭も出してない例もありますから、こういうものを臨機の処置を取り、適正な処置をとらしめるには、別に定める法人が比較的妥當ではなからうか、かように私は考へておるのであります。

○有田(二)委員 よく御趣旨もわかるのですが、それは法律の定めるところで行つておるから、そういう点でできるものであります。今の軍属の問題にしまして、審議会というものをよくつくりになつて、審議会の議決権で、こういう軍属にはこういうふうにするべしという方向がきまれば、公法人でなくとも、厚生省の役人でも、そういうような審議会の議決権による決定によつて金を払い出すということになれば、迅速にできるのじやないかと思ひます。必ずしも私は公法人によらなくとも行けるし、また公法人というものを別にすれば、必ずそれだけの経費なり人件費なりでむだが出るわけなんです。それも年々相當の収入があるというところと別でありまして、ダイヤモンドは現存のものよりもうないわけですね、また将来金とか白金とかいふものを出して参りました。それで大體の金は尽きておるわけですから、非常に貴重な金であります。その金を使うのに、人件費とか事務所費に金を使つた上で、今ある厚生省の役人とか大蔵省の役人を使つてやつて行く、方向は審議会の議決権によつてやつて行く。結局中野委員と私の考えは一緒なんです。ただ法人をつくらなくとも、

現状の厚生省の役人を使つてやるかといふ違ひの問題なんです。私はなるべく法人なんかはつくらない方がいいと思う。過去においても、法人ができると必ずそこいら／＼な忌まわしい問題が起つて来たわけですから、なるべくならば彼人にやらせる、役人にやらせれば、しやくし定規でどうにもならぬというものは、審議会の機関によつてやつて行くというような方向にもう一ぺん考え直してもらえないかどうか、中野委員の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○中野委員 私是有田委員のおつしやることもよくわかりますが、かりに官吏にやらしたつて、やはり幾らか定員を増さなければならぬのです。特に官吏にやらせれば間違いが起らぬとおつしやいますけれども、本ダイヤモンド並びに貴金屬に関する限りは、官吏にやらせることは妥当でないということを実例をもつて申し上げます。後ほどこの所管局長が参りますれば、委員諸君の中で私はその事実を披瀝いたしました、いかに官吏がこの貴金屬、ダイヤモンドを取扱つておる過程において妥当を欠いておつたかという実例を示してお話を申し上げるつもりでございますが、ここでは私は省きます。ただ、官吏にさせることが非常によいというお話であり、またいろ／＼人件費等を使うからつまらぬではないかというお説に對しましては、ごもつともだとは思いますが、官吏をして当らせしめても、やはり定員を幾らか増したり、それ／＼の費用を使うことにおいては大同小異、かわりはないではなからうかと考えておるのであります。

それからもう一点、先ほどのお話の

遺家族援護の道でありますが、現在有田委員御承知の通り、厚生委員会において承れば、現在未裁定の家族というものは約十萬家族あるのであります。これはまづたく恩給法に該当しないから、審査中と称して今日に至つておるのであります。しかし先日の援護局長の答弁によりますれば、これは大部分却下するべきものだと言つておる。そして却下を前提ではないけれど、も、弔慰金五万円ずつをこの際支給したいという御意見でありました、そしてそれ五万円の弔慰金をもつたが、も打切るといふようなことがあるなれば、私は、私の遺族の人々は当然国の処置に對して満足しないと思うのであります。やはりこゝういふような法によつて救われなところの遺族の方々に對して、何らかの処置を講ずる金にこの方面を使つて行きたい。それに當らせしめるには、いふゆるしやくし定規にとられておる役人にやらしめるよりも、別に定むる法人をもつて當てることとが妥当ではないか。しかもその法人は、国の責任においてやると同じように、人事の任命、予算の指導等をやるものでありますから、お互いに折衷してそのよさを發揮し、適當に処置を講ずるといふことが妥当ではなからうか、かように考えておるものであります。

○有田(二)委員　私と中野さんとの意見が対立しているのですが、趣旨は同じなんです。ただ役人はしやくし定規でいかぬとおつしやいますが、しからば公法人をおつくりになつて、それに民間から人を入れて、その人ではたしてうまく行くかどうかということも、私は大きな疑問があると思うのです。まだ／＼何といつても役人の方が、役

人とて一生送るわけですから、私は良心的であらうと思うのです。それは役人にもいろいろ問題がある者もおりますけれども、しかしながら、何としても私は現段階ではやはり役人の方が良心的である。またそういう役人のために人がいるなら、臨時雇を一部入れても、役人というものは次から次に係がかわつて行くわけですから責任を感じるわけです。だから厚生省の中にそういう別の機関を設けてやつて行けば、私は十分に中野委員の御趣旨の点は伸ばし得る。ただ公法人々々々といいますが、今まで法人をつくつていろいろと問題の起つておることは御存じの通りであります。やはり厚生省や大蔵省に監督させるなら同じことであります。役人の中に臨時雇を入れて、その一つの係をこしらえて、そうしてやつて行くというような方法にすれば、経費その他も非常に安くつきますし、一人でもよいに中野さんの御心配になる方々への援護もできるのじやないか。必ずしも官吏はいけなないのであつて、法人であればうまく行くとは私は思わないのです。むしろ私は官吏にやらせる方が新しく法人をつくるよりは良心的であつていいと思う。過去の経験からいつて私はそう考える。しかし中野さんも、過去において私と一緒に代議士に当選して今日まで一緒に来ておるのだから、おそらく私と同じ考え方じやないかと思うのですが、もう一ぺん御所見を承りたい。

○中野委員　悪い例かもしれませんが、戦時中において、たとえば軍人援護会などがきわめてよい事例でありまするが、非常に適切な処置を講じて、政府の足らざることを補つて、

しかも公正な運営をした実例があるのでありまして、私はこたわるものではないかもしれませんが、できるならば別に定める法人をもつて、そのあり方は別に、この法律の定めるところによつてその人々が構成され、あるいは任命されるのでありますから、私はその方がよくあるのではないかと考えております。これは有田委員とは大分食い違いがあるようにありますから、これ以上は申しませんが、ただ一点、かりに今後つくります援護団体——どういふ法人がどうか知りませんが、本法案が通るといふ見通しが立ちましたときには別に提案をする用意をしておりますが、その援護団体は単にこのダイヤモンドだけを財源とするのではないのであります。金は少くとも日本銀行並びに日本政府のものがありましたからともかくも、銀、白金、宝石等は当然この財源としてこの方面に繰入れるべく別の法律をもつて定めたいと考えております。さらに隣保相愛の精神に基きまして、一般国民の義捐金等も財源のうちに入れて、半恒久性のある別に定める法人を設立したいというふうな考え方を持つておるものであります。

○有田(二)委員　一例を申し上げると、前に貿易公団というものがあつて、一時早船問題が非常に問題になりましたときに、大蔵省から出向しておる通産省の経理部長を、この委員会だと思ふのですが、この委員会へ呼んでいろ／＼調べましたときに、通産大臣なり大蔵大臣の監督下にあるというところの貿易公団というものの金の使い方に対しては、ただ監督下にあるというだけであつて、責任を追究して行く

と一体どこに責任があるかはつきりわからなかつたのですが、おそろくこういう公法人をおつくりになつたら、大蔵大臣あるいは厚生大臣の監督下にあるといつても、いろ／＼つつ込んで行くといふと責任の帰趨が明らかでなくなつて来るわけだとして、過去においてこういう法人について幾多の問題があることは中野委員のよく御存じのところであります。これは御趣旨は非常にけっこうで、われ／＼は賛成であります。大蔵省から二百億の金を特別会計にひつこ抜いて、大蔵省にさわらせない、これも私は賛成であります。そして今援護を受けている人を除いた他の方面のお気の毒な人に対して適用して、迅速にこれを援護する、これも賛成であります。あなたが御計画になつておられる審議会のいわゆる決議によつて迅速に援護の方法をおとりになることは、私はまことに大賛成であります。従つて趣旨は私と中野委員はまつたく一緒であります。ただ公法人をつくらないで、何とか現状の政府機関の一部を利用して、この中野委員なり行政監察委員の各位の非常にとつていふお気持ちが十分達成し得るような方法をもう一度御研究、御検討あらんことをお願いしまして、私の質問を終ります。

○柴田委員　先ほど三十万カラットと十六万カラットの相違をちよつとお伺いしましたが、そういうことは、政府の資料を中心としてわれ／＼は議論しなればならぬのでございませうが、結局今度は一番最後に問題になりますものは換価処分でございますが、この法案で見ますと、換価処分は單に適當な時期に最も迅速にということで、十六条で規定されております。

ありましようし、しかも戦後において
そういうダイヤモンドを持つておつた
事柄等は糾弾されなければならぬと思
う。戦争中におきまして政府によるダ
イヤモンドの強制買上げがあり、善良
なる国民はその政府の施策に協力した
しまして、持つ限りのダイヤモンドを
供出しておつた。しかるところ戦後に
おいてそういう強制徴収されたダイヤ
モンドの所有者たちは、他の協力者た
ちが協力しておつたにかかわらず、自
分たちはひそやかにそれを隠匿してお
つたことを物語るものでございまし
て、戦争中の政府の指令はのがれたの
だが、しかし進駐軍は一つ違つとひど
い目にあわされるかもしれないとい
うような、いわば功利的な打算の上から
それを出したのではないかと思われ
る節等があるのではないかと。そうだとい
たしますならば、そういうような
者にダイヤモンドを返してやる必要
が、實際国家的見地に立つて考へてあ
るかどうか。これは広い視野に立つて
みまるときに、かような卑劣な者に
はさらに懲罰を加えてさしつかえない
し、懲罰といひましても、道徳的な糾
弾が行われてしかるべきものであると
さえ私は考へるのであります。そこで
本立法の中に、処理委員会が設けられ
て、これをどういう方式で返すかとい
うような問題もその処理委員会に検討
されるのであります。私は、私はずい
うような個人の所有権という事なる
憲法上のしやくし定規的な解釈にとら
われて、戦争中と戦後とのこの特別非
常措置に対して均衡を失するような取
扱ひが断じてないようにとりかはらわ
れるのでなければ、この事柄のほか
へもたらす影響は私は大きいと思つた

けであります。御承知の通り、最近に
おきましていろいろな特別立法が講ぜ
られまして、戦争中の債権債務の復活
が論じられております。在外資産の問
題等もあり、あるいはまた再建整備
等、その他いろいろの問題がからまり
まして、戦争中に打切られたところの
債権債務の復活の事柄が今や立法化す
るために日程に上つておるのでござい
まして、その際戦後にとにかく無償で
取上げてしまつたかと思われておつた
ところのダイヤモンドが、特にその本
人の手元に返るといふことになるな
らば、たとへば戦争中に打切られたこ
ろの火災保険も、被償してくれとい
う人もあるではないかと思つた。た
た上りされておるところの債権も復活し
てもらいたいという整理会社に対する要
請も起きて参るであらう。従つて
私は、戦争と戦後とを画然と区別し
てこれの取扱ひを別にすることは至
当ではないと思つてございまして、戦
後の非常措置は戦争によつて起きた事
柄でありまして、これはまさしく一連
の事柄であると思つてございまして、
一括処理のカテゴリーにおいて処理な
さるべきものと私は考へるのでござい
ます。これらの問題につきましては、
中野先輩は十分この点について御検討
もされておられ、さらに広い視野に立
つてあらゆる検討が加えられておると思
うのであります。私の見解に対して
どういふような考へ方をお持ちになつ
ておるか、この機会に承つておきたい
と思つております。

○中野委員 まつたく同感でありまし
て、今の春日委員のお話、私もその通
りだと考へております。ただ一点ダイ
ヤのことに関しまして、今のお話の中
に少し誤謬があるのではないか、誤解
をされておるのではないかと思ひます
のは、戦争中隠しておつたダイヤモン
ドを戦後取上げられたというのではな
いのでありまして、戦争中に買い上げ
られ、あるいは配給を受け、それを使
つておつた工場等に対して、進駐軍が
接収をしたものでございまして、隠し
ておつたというのとはちよつと当らぬか
と思つております。それはさうい
うことは表現できるのです。戦争中に
心なげ盛であつて全部供出されておつ
たといふことであつたならば、今日日
本のあらゆる銀座あるいは名古屋
の店小路を歩いて見て、おのうに燦
然と輝くダイヤモンドが多量にあるわ
けがないのであります。現在ダイヤモ
ンドが日本中に流れておる数はどのく
らいあるか、確かにつかむことはでき
ませんが、相当な数量であります。こ
のダイヤモンドが流れておる原因を調
べてみますと、三つの不正なルート以
外には考えられないのであります。一
つは愛国心に欠けておつた者が、政府
の当時の要請にこたへずして勝手に隠
しておつたもの、これが戦後いろいろ
生活のかたとなり、あるいは高値にな
つたので売りに出されたのが一つ、一
つは、当時は輸入輸出を禁じておられ
たから、密輸入があつたかとも考へ
られるのであります。いま一つは、買
上げたダイヤモンドをば不正に横流し
したか、あるいはこの接収をされる過
程において不正な行為があつたか、ま
たは接収後において駐留軍によつて横
流しをされたか、かういふようないわ
ゆる不正ルートの三つを考へることが
できるのでございまして、これらのも

のについては相当考へなければならぬ
のであります。今おつしやつたよう
な、戦争中にいさななく、戦後に押収
をされたといふものはきわめてまれで
はなからうかと考へております。
それから金、銀、白金、特に条件付
で買い上げました金のごときもの、つ
まり大判とか小判、あるいは金の美術
品等でありまして、かういふものは別
に考へなければならぬと私は思ひま
す。一般国民が強制的に出した金等
は、不公平であるから、別に法律で考
へるべきものである、かういふふう
に考へておるのであります。ゆゑにこ
れは原則ではないことを、この法案の審
議の過程で明らかにしておけばよい。
条件付買上げの金の取扱ひは別に考へ
ねばならぬ、かういふような建前で
行きたいと考へております。

○春日委員 ただいまの御答弁により
まして逐次明らかになつて参りました
ことは、戦後に強制接収されたところ
のダイヤモンドは、具体的にはほとん
どないのではないかと、かういふお言葉
でございまして、具体的にさういふこ
とがないのなら、何も論ずるところ
はないと思つておりますが、ただ御
銘記を願つておきたいことは、ダイヤ
モンドと同じように、戦後におきまし
ても、たとえば賠償機械の接収等が行
われております。ところがその後にお
きまして賠償解除になつて、国の帰属
となりまして賠償機械のごときもの
は、その後御承知の通り、やはり中小企
業その他の適正産業等に対して有
償で売却され、その代金は国の所有と
なつてゐる事柄等もあるものでありま
して、ひとりダイヤモンドに限らず、戦
時戦後を通じてのこの非常措置によつ
て国の所有に帰属いたしておりますと
ころの財産、かういふものを処分する
場合におけるその考へ方は、やはり全
体的立場において、憲法における個人
の私有財産の補償、このことにより
深くは拘泥されることなく、やはり当
時に思いを返して、他に同様の別の被
害があるといふこと、すなわち私有財
産といふものがいかに凌辱されておつ
たかといふこと、そして同じ立場にあ
つたといふこと等を思い合せまして、
今度のかういふ特別立法によつて、特
定のものが特殊の利益を受けること
のないように、ひとつ十分今後の運営に
おいて御検討を願ひたいと思つてお
ります。

なお委員の選任等につきまして、た
だいま有田委員と提案者との間にい
る応酬がありましたが、有田君御指
摘のごとき、早稲君を中心とするこ
ろのどろぼう公団あり、そうかとい
つてまた壺井君を中心とするところ
のどろぼう官吏もありまして、今期国会
で明らかになりました幾つかの疑獄とい
うものは、民間、官界、政界を連ねて
つねとたぬきの化かし合ひみたいなの
で、正義観の強い国民を憤激してい
ると思つておりますが、要は運営の
妙とその人を得るところにあると思
ひますので、どうかひとつその処理委員
会の構成並びに内容等におきましては
特に万全を期されまして、問題が特に
利害に連なる問題であり、しかも個額、
販売先等につきまして、それ〴〵利
権、利害が非常にからまつて参る問題
でございまして、さらに慎重を期せ
られんことを強く要望いたしまして私
の質問を終ります。

次に、補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律案について、ちよつと会計検査院にお伺いをいたしたいのであります。あなたの方の報告の災害復旧国庫補助検査資料によりますと、山口県の佐波郡出雲村その他愛知県の幡豆郡三和村に對しまして、過大の補助金が交付されておる事柄が指摘されておるのでございます。これはいづれも決算委員会等において並行審議されておる事柄であるのでありますけれども、本委員会では、この補助金等に係る予算の適正化に関する法律案を審議いたしております過程におきまして、こういうような事実について

は深く検討して、よく実情を把握しなければならぬと考えますので、この機会に特に伺つておきたいことは、山口郡佐波郡出雲村に對して、わずかに人口が五千八百人、戸数が八百八十五戸、こういうようなところへ七億八千四百十七万という巨額の補助金が交付されておる。しこうしてあなたの方の御指摘によりますと、国庫補助金額以下で工事が完成して、そうして剰余金を生じておるといふことがここに示してあるのでございます。あなたの方では当然御調査の結果七億八千四百万という巨額の補助金を得たとこ

ろの出雲村は、政府の金だけで工事をしたなおかつ余つておる、こういう御指摘の事柄だろと思うのであります。余つておる金がどういふふうに使理されておるかも当然御調査になつておると思いますが、どういふふうに使理されておつたか、このことを伺いた

い。それから警告を受けたところの農林省は、その後この事業主に対してどういふような措置を行つたのであるか、

これを主計局長から御答弁をお願いしたいと思ひます。

しこうしてこの山口県佐波郡出雲村、八坂村、あるいは愛知県幡豆郡三和村、三和村に關する件は、御承知の通りただ単なる法律問題だけにどまらず、これは佐藤幹事長の選挙地盤であり、さらに一方は小笠原大蔵大臣の選挙地盤であるという意味合いにおきまして、格別に政治的意味があるのじやなかろうかとおもんばかられる問題でございませう。従ひましてわが党におきましてはこの問題を深く掘り下げ

て、事の是非、善悪を究明しなければならぬと考えておりますので、この二つの問題についてこの際御答弁を伺つておきまして、継続して火曜日に御質問をしたいと思ひます。

○小峰會計検査院説明員 二十七年年度の会計検査院の検査報告に、今お話が

なければいぬわけでありませう。七億五億というものがつきまると、七千万、五千万、あるいは一億円という

ものを地元が負担しなければ正當な工事はできないようなことに現在の制度ではなつております。それで、一体災害直後にこういうような大きな自己負担をする能力があるだろうか、こういうような点に疑問を持ちまして昨年から見つけて調べているわけでありませう。現在いろいろ各年度の工事——御承知のように二十六年災害と申しまして

も、一年や二年では工事はできません。まだ工事は完成してないものであります。その年度に目から文はいたしました補助金に相當する工事というものを、昨年も調べたわけでありませう。まだ相當に残つておりますが、出雲村ではすでに現金が少したつていて

いる傾向が見えるのであります。但し、その現金が一体何の現金か、この補助金は農林省關係の補助金ではございませう。建設省關係の補助金もありません。建設省關係の補助金もありません。それから厚生省、文部省、そういうような關係の補助金もございませう。私どもといたしましては、農林省と建設省だけしか検査を担当いたしてございませう。それから融資の金もございませう。自己負担分を自分で出せませうから、ほかからとりあえず公共資金を融資する、こういう關係もございませう。それ

で相當金額がだつておるといふふうには見えますが、どうも現地でなかなか資料を見せにくさうな、ないな

いというところで、私どもの力では底の底までつづこんで行くことが実はなかなかむづかしいのであります。現在はまだそういう過程にありまして、今のだぶつておる資金などは、県にお願

いしまして、一体何の金か……。○春日委員 どのくらいだぶつておりますか。○小峰會計検査院説明員 金額にいたしますと、概算でありますが、千九百万円ぐらいの金が帳簿上残になつてい

るはずであります。普通ですと、工事中にそういうような金額が残るわけはないのであります。仕事は先にやつてあとから補助金が来るというのがどこでも通例であります。工事中にそういう金が残るといふのも——私も最近にここの検査を終つたばかりであります。どういふ金かといふこともはつきりわかりませう。県の調査が参りますと、もつと具体的に申し上げられるのじやないか。本年も相當工事がございませう。最後に参りますと、村によつては相當に金が残つてしまふのではないだろうか、まだ何分にも工事中でありますから、今のところ結論的な金額として、それが一体何によつて生じたかといふことは申し上げかねるのであります。工事が参りますと、今のよう

な結果がはつきりして来るのではないだろうか、現在こう考えております。

それから農林省に對しましては、私どもの方で検査いたしました、すぐいろいろ／＼こまかい点の照会を出しまして、これなどは水増しの部分が相當にある、こういうことと査定をやり直

しといふことをお願いしているわけでありませう。御承知のように、査定は農林省農地事務所がやります。それで二度、あるいは三度によつては三度目の査定をやつていただいておりますのであります。毎年の工事には、その年度にどれだけの工事をやるというので、実

施設設計というのをつくりませうが、その自主設計については、相當正確に査定のやり直しをかねて嚴重に審査をしてみらつております。出雲村は、私どもが見つけましてから何べんか県にも注意し、農林省にも注意しました結果、当初の査定から申しますと現在までに一億円減つておる、こういうことになつておるわけでありませう。

○正示政府委員 主計局からお答えいたしますが、検査院の方から御答弁のありました通りの事態でございまして、かねてから災害の経理につきましては、検査院とよく連絡をとつて監査等もいたしております。ただいまお話のように約一億円ぐらゐ現在までの査定で減少しておるようでありまして、これにつきましては、返納を命ずることは當然であります。さらに現状におきまして、一層監査を嚴重にやらなければならぬといふこと

でございます。なお本件につきましては、国会からも特に現地を御監査になつたようでございます。その資料等もちよ

うだいたしまして、返納を命ずべきものはただちに返納さすといふようにいたしたいと思ひます。とともに予算執行職員等の責任に關する法律等、現在の法律によりまして、責任を追究すべきところは責任を追究して参りたいと考えております。

○春日委員 先般来本委員会におきましていろいろ論議をされておるが、大蔵省はその都度国民の血税だから云々といふしやらくさいことを言つてい

やくちやに流れておる。こんなことで、国民の血税だなんというしやらくさいことを大蔵省が言えるか。私どももは実際責任を禁じ得ないです。あなた方は、予算執行職員等の責任に関する法律に照して責任を追究しておるとかなんとか、こういう問題が明らかになつてからまだそういうことを言つておるが、大体一つの村について八億とかなんとかいうような膨大な金が出ておつて、あなた方がいろ／＼申請に對して神経質なくらい審査をしておる現状にかんがみて、そんなものがあるはずがない。大体一つの村について、おじいさん、おばあさんまで入れて、一人当たり六万円くらいになり、一戸当り三十万円というようないふ担をしなければならぬような工事がやれるかやれないかというところは、あなた方が審査をする過程においてわかることなんです。わかることをともかく通しておいて、問題になつてからいろ／＼糊塗策を講じておるといふことは言語道斷ですよ。そんなことを国民が聞いたらほんとうに張り飛ばしたくなるだろう。きょうは時間がありませんから、この問題についてはいづれあとで質問したいと思ひますが、この機会に委員長に申し述べておきたいことは、本件に關係いたしまして国会が調査いたしましたところの調査資料並びに建設省の關係責任者並びに農林省の關係責任者を本委員会に出席を求めておきまして、この問題についてさらに継続して質問をいたすことにいたします。

○柴田委員 関連して。今の問題は決算委員会でも大きな問題として取上げ

ておりますが、ただわれ／＼が聞いておる範囲では、村当局の予算、決算の状況が二重にそろつておる、にせものがあるというところもわかれ／＼聞いておるのですが、県の予算等においても、こちらに申請する場合の副書に添へました予算と、現実の予算とが別個にあるというようにわれ／＼聞いておりますが、そういうことも会計検査院で御調査願ひたい。

○小峰會計検査院説明員 今の柴田委員の御質問にお答えいたします。二重に予算を持つておる、こういう御質問であります。予算では別に二重になつていないのであります。工事の予算で二重になつておるから、従いまして県では別にそういうものはございせん。ただ事業主体——この場合は村なり土地改良区であります。事業主体は、国からもらいます。国庫負担金に合せて相当な自己負担をしたかのような書類をどこでもつくつております。それはにせものなんです。実際は自己負担をしないで、補助金の範囲内で工事をやつてしまつておるといふのが、山口県の例に限らず非常に多いのであります。こういうところでは、私もが検査に参りましたも、うつかりしますと、負担をしないのに自己負担をしたかのようにつくつてある書類でござかされてしまつておるケースが非常に多いのであります。山口県の出雲村でも、工事に関する二重の書類と云ふのはあつたように私も聞いております。

○中野委員 今の愛知県の幡豆郡の問題は、この前も一ぺん問題になつたもので、検査された人員からいつても、日本で一番多いと言つていいほどの多人数に上つております。しかも最近において、再び同じようなケースが現われて、現在公判に付されておる。先日私は刑事記録をば一応見たのでありますが、驚くべき濫費が行われておる。これは大蔵省にしても会計検査院にしても、一ぺんそういう違反をした者は前科者なんだからこれに對しては当然注意すべきであるにもかかわらず、再びそれが繰返されて行われておるといふことは、私もどうしても納得ができません。初めてこれが見えましたが、前に前科があり、しかも相当の金額に上り、多人数の検査を受けておるの後に、再び同じようなケースの犯罪が現われておるといふことは、監督官庁の怠慢と言わざるを得ないのであります。これは前の事例にかんがみまして、今回の公判の刑事記録を読みまして、愛知県の幡豆郡に關することだけは事態が明らかになつたと思ひますが、あなたの方で資料を求めるといふ難儀な点はどういう点なのですか、伺つておきたいと思ひます。

○小峰會計検査院説明員 幡豆郡の問題は、私もで見つけましたものとして非常にめづらしい例でありまして、二重に補助金をつたつたというケースであります。普通は建設省と農林省と両方から、一本の川なら川につきまして、補助金の二重の査定を受けるというケースはとき／＼あるのであります。が、愛知県の例は、同じ農林省内で、しかも同じ局内で二重にとつたもので、具体的に申しますと、同じ事態に對して、災害復旧と耕地整理といううなものが一緒についたわけでありま

す。非常にめづらしい案件ではありませんが、私も昨年の二月ごろであります。まだ検査されない前に実は見つけまして、そうしていろ／＼資料をまとめておる最中に、検査庁の手が入りまして検査されたのであります。私どもとしては、書類が検査庁にござつて行かれました、いろ／＼と資料を集めるのには方々の御協力を願つたわけでありまして、もう一度検査に参りました程度にまとめたわけでありまして、そのほか犯罪があつたということは実は私存じません。その後であるかその前であるか、その以前のこととは私も存じません。

○千葉委員長 この問題は来週の火曜日にさらに続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会